

沖縄市介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則

(平成 22 年 10 月 29 日規則第 34 号)

改正 令和 3 年 12 月 28 日規則第 46 号 令和 5 年 6 月 30 日規則第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務管理体制の届出)

第 2 条 法第 115 条の 32 第 2 項の規定による届出は、施行規則第 140 条の 40 第 1 項に掲げる事項について介護保険法第 115 条の 32 第 2 項（整備）又は第 4 項（区分の変更）に基づく業務管理体制に係る届出書（様式第 1 号）により行うものとする。

(届出事項の変更の届出)

第 3 条 法第 115 条の 32 第 3 項の規定による届出事項の変更の届出は、施行規則第 140 条の 40 第 2 項に基づき、介護保険法第 115 条の 32 第 3 項に基づく業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）（様式第 2 号）により行うものとする。

(区分の変更の届出)

第 4 条 法第 115 条の 32 第 4 項の規定による区分の変更の届出は、施行規則第 140 条の 40 第 3 項に基づき、第 2 条の届出書により行うものとする。

(電子申請による届出)

第 5 条 業務管理体制の整備に関する届出システム(以下「届出システム」という。)を使用した電子申請による届出については、前 3 条の規定による届出書によらず、届出システムに直接必要事項を入力するものとする。

(関係機関への情報提供)

第 6 条 市長は、第 2 条から前条までの規定による届出に関し、国及び沖縄県に対して、情報を提供することができる。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に法第115条の32第2項、第3項及び第4項の規定により届け出られた書類については、この規則に規定する様式により届け出られた書類とみなす。

附 則(令和3年12月28日規則第46号)
この規則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則(令和5年6月30日規則第34号)
この規則は、令和5年7月1日から施行する。

様式第1号(第2条、第4条関係)

[別紙参照]

様式第2号(第3条関係)

[別紙参照]